

令和7年5月19日

教育委員会事務局

課名/担当者/内線番号

義務教育指導課/課長 松尾/4970

高校教育指導課/課長 小野/4990

特別支援教育課/課長 林/4980

令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

1 要旨

令和7年4月22日実施の教育委員会会議において、令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針を次のとおり定めた。

内容		根拠規定
別紙1	令和8年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること
別紙2	令和8年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

別紙 1

令和 8 年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

令和 7 年 4 月 22 日
広島県教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、各学校が選定し、申請した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び各学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

2 選定上の留意事項

(1) 各学校は教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考に十分な調査研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を県教育委員会に提出すること。

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定すること。

(3) 特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、別紙 2「令和 8 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の 2（2）ア（イ）及び（ウ）に準じて行うこと。

令和 8 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書
の採択基本方針について

令和 7 年 4 月 22 日
広島県教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること。

また、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択すること。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うこと。

ア 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにつ

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

2 方法、組織及び手続

市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長は、県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって、採択を行うこと。

(1) 小・中学校用教科書について

原則、令和 7 年度の教科書採択については、令和 6 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。

(2) 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書を採択する。

- (ア) 小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合
 - (イ) 特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書のない場合
 - (ウ) 特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合
- イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。